

## 「SDGs推進ワーキング・グループ」の運営について（案）

平成31年1月18日  
SDGs推進ワーキング・グループ

「SDGs推進ワーキング・グループ」（以下「WG」という。）の運営については、WG設置要綱に定めるもののほか、次によるものとする。

### 1. 議事の公開

WGは、非公開とする。

### 2. 議事要旨の作成、確認

- (1) 事務局は、WG終了後、遅滞なく議事要旨を作成する。
- (2) 委員は、議事要旨の確認を行い、必要な訂正等行うことができる。

### 3. 議事要旨及び資料の公表

- (1) 議事要旨（発言者名は付さない。）及び資料は、原則として、正会員に通知するとともに、本協会ホームページへの掲載により公表するものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、WGの審議に支障を及ぼすおそれがあるものその他座長が必要と認めるときは、議事要旨及び資料の全部又は一部を通知、公表しないものとする。

### 4. その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

以 上